

速報の対象となる重大事故等 **速報!**

【営業倉庫業者共通：平成20年12月5日 北交物第69号通知】

■営業倉庫において、以下の重大事故等が発生した場合は、発生後直ちに報告すること。

■報告事項

- ①倉庫の火災（死傷者が発生した場合）
- ②倉庫における労働災害（死亡者が発生した場合）
- ③危険品倉庫からの危険物の漏洩事故
- ④その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって、社会的影響が大きく、報道される可能性がある場合。
 - ・倉庫の火災（死傷者が発生した場合を除く）
 - ・倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある場合
 - ・受寄物の盗難

大規模災害時の危険品倉庫被害状況報告 **速報!**

【危険品倉庫業者：平成20年9月19日 北交物第43号通知】

■気象庁の地震情報で震度5弱以上の地震が発生した地域の危険品倉庫業者は、地震発生後直ちに被害状況を把握し、被害情報を報告すること。

■報告事項

- ①被害の有無
- ②人的被害状況
- ③倉庫建物の損壊状況
- ④危険物の漏洩状況
- ⑤その他

事故届出書の提出

2週間以内!

【営業倉庫業者共通：倉庫業法施行規則第24条第4項】

■営業倉庫において、以下の事故等が発生した場合は、発生後2週間以内に事故届出書を提出すること。

なお、上記の速報報告とは別に事故届出書の提出が必要である。

■届出事由

- ①倉庫の火災、損壊が発生した場合
- ②災害、盗難その他の事故によって寄託貨物に損害を生じた場合

<連絡先>

(勤務時間内・時間外共通)

北海道運輸局交通政策部環境・物流課

TEL 011-290-2726

FAX 011-290-2716

※勤務時間外の場合、20秒間呼び出し後、環境・物流課長の携帯電話に転送されます。

※ 倉庫業者は、倉庫業法施行規則第24条第5項に基づき、
四半期毎の報告書を期間経過後30日以内に提出する義務があります。
こちらについても、適切に報告をお願いします。